

福島市犯罪被害者等支援条例

福島市では、犯罪被害者等を地域全体で支え、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、「福島市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。＜令和6年3月29日施行＞



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョつとちゃん

基本理念

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう次に掲げる事項を基本とし適切に行う

- 犯罪被害者等が置かれている状況などに応じて行われること。
- 再被害及び二次被害の防止に十分に配慮し、行われること。
- 必要な支援が途切れることなく行われること。
- 市及び関係機関による相互の連携・協力の下で行われること。

責 務

市の責務

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施
- 支援体制の構築に努める

市民等の責務

- 犯罪被害者等について理解を深め、二次被害が生じないよう配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

事業者の責務

- 犯罪被害者等について理解を深め、二次被害が生じないよう配慮
- 犯罪被害者等の就労、勤務、休暇等について配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

施 策

相談・情報の提供
経済的負担の軽減
日常生活の支援 など



地域社会全体で犯罪被害者等を支えるために

犯罪の被害にあうと

直接的な被害

- ・命を奪われる、家族を失う
- ・けが、障害を負う
- ・財産を奪われる など



+

二次被害

- ・うわさ話し、誹謗中傷
- ・過剰な取材・報道 など



私たちにできること

理解

直接的な被害だけでなく、二次被害に苦しめられていることもあることを理解する。

話し相手

相談があった時には、否定せずに話を聴く

見守り

普段通りにあいさつや声をかけるなど、今までと同じ態度で接し、見守る。

周囲の人たちの温かい支えは回復への大きな力になります。

事業者のみなさまへ

従業員への周知

犯罪被害者等に対する理解が進むようご協力をお願いいたします。

労働環境の整備

犯罪被害者等は、警察、病院、裁判所等へ何度も赴く必要があります。年次有給休暇に加え、休暇への配慮や配置転換等、ご協力をお願いいたします。

市以外の主な相談窓口

福島県	【総合的対応窓口】		
	生活環境部 共生社会・女性活躍推進課	電話 024-521-8718	平日 8:30～17:15
	【犯罪被害相談】		
	福島県警察本部県民サービス課	電話 024-522-2151	平日 8:30～17:15
警察	福島警察署	電話 024-522-2121	平日 8:30～17:15
	福島北警察署	電話 024-554-0110	平日 8:30～17:15
	【性犯罪被害相談】		
関係機関	福島県警察本部性犯罪被害110番	電話 #8103又は0120-503-732	24時間対応(土日祝日及び勤務時間外は県警察本部当直で対応)
	(公社)ふくしま被害者支援センター (電話相談・面接相談・直接的支援など)	電話 024-563-3724	平日 9:00～17:00
	性暴力等被害救援協力機関 SACRAふくしま(性暴力等被害相談)	電話 #8891又は024-563-3722	平日 9:00～17:00(時間外でも国のコールセンターに電話が転送され、相談ができます。)
		平日 9:00～17:00	